

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ

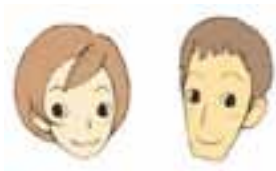


パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動の実施期間です

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、決して許されるものではありません。女性に対する暴力の根底には、女性の人権への軽視があることから、国、県、市が連携し、講演会の開催など女性の人権に対する意識の啓発を行っています。また、相談窓口の開設や被害者支援の充実など女性に対する暴力の問題に取り組んでいます。



女性に対する暴力には、主に次のようなものがあります。

夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）

家庭内で起こることが多いため、周囲は気づきにくく、被害者も相談しにくい状況にあります。長期化すると命の危険を伴うことがあり、早急な発見と適切な対処が必要です。

○身体的暴力 殴る、ける、首をしめるなど

○精神的暴力 大声でどなる、交友関係や電話の内容を細かくチェックするなど

○性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しないなど

○経済的暴力 生活費を渡さない、外で働かせないなど

ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情やそれが満たされなかったことに対するうらみの感情を満たすために、その相手や相手の家族などに対してつきまとったり、監視をするなどの行為を繰り返し行うことです。

セクシュアル・ハラスメント

学校や職場などでの周りの人を不快にさせるような性的な言動を言います。

性的な噂の流布、職場でのわいせつな写真の掲示、性的な関係の強要やお酒の席でお酌を強要されることなどが含まれます。

性犯罪

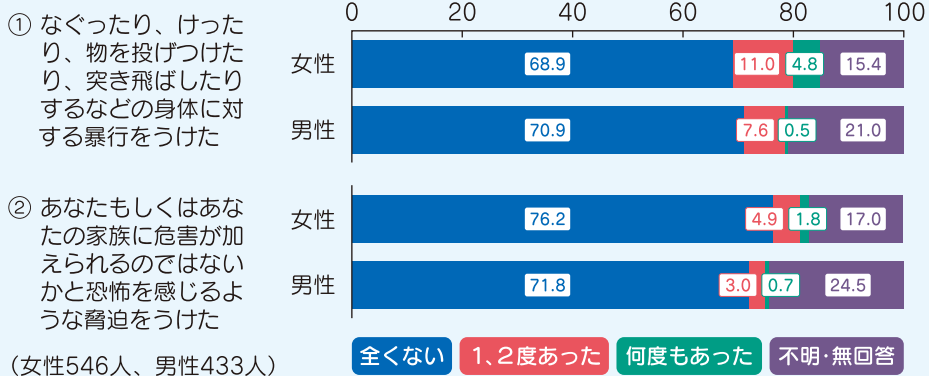
刑法上の強姦や強制わいせつなどのことです。のぞきやスカートの中の盗撮、痴漢などです。

売買春

女性の性を商品のように金銭などで売買をすることです。強制売春や児童買春などは子どもや少女の生命や人権を脅かし、心身を傷つけるものとして国際的にも大きな問題になっています。

市の男女共同参画社会に向けての市民意識調査における「配偶者等からの被害経験」を見てみましょう。女性で15.8%、男性で8.1%が、配偶者から「①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をうけた」ことがあると回答しています。

配偶者等からの被害経験（小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査、平成25年3月）



あなたは悩んでいませんか。また、身近な人が悩んでいませんか。

暴力は決して許されません。ひとりで悩まず、専門の機関にご相談ください（9ページ参照）。

おごおり女性ホットライン

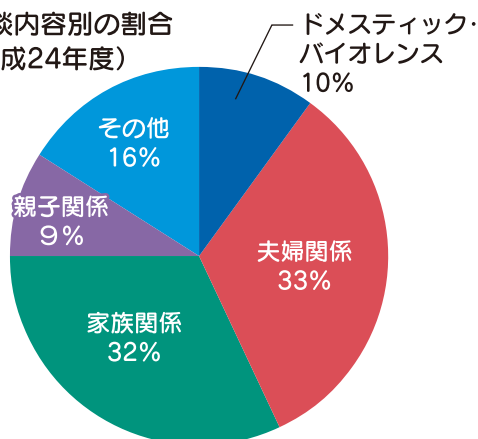
☎092-513-7337

- 相談日 月～金曜日／午前10時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

女性に対する暴力をはじめ、仕事、地域、家庭のことなど、さまざまな悩みに専門の女性相談員が対応します。

秘密は厳守します。ひとりで悩まず相談してください。

- 相談内容別の割合
(平成24年度)



全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

☎0570-070-810

11月18日(月)～22日(金)／午前8時30分～午後7時
11月23日(土)、24日(日)／午前10時～午後5時

夫・パートナーからの暴力、職場でのセクハラ、ストーカーなど女性に関する人権問題のご相談を受け付けます。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まずにご相談ください。



強化週間以外でも女性の人権に関する電話相談を、平日の月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで(それ以外は留守番電話対応)受け付けています。

福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会

その他の女性に対する暴力相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）

北筑後保健福祉環境事務所
(DV相談専用電話)

☎34-8111
月～金(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分

福岡県女性相談所

☎092-711-9874
月～金(祝日除く)
午前9時～午後5時15分

福岡県配偶者からの暴力相談電話

☎092-716-0424
月～金／午後5時15分～午前0時
土日祝日／午前9時～午前0時

※すべて、12月29日～1月3日を除きます。

※緊急の場合は、最寄りの警察署(小郡警察署☎73-0110)または110番に連絡してください。

小郡市男女共同参画セミナー・ちょっと気になるヒタ人権考座

「もっと身近に知ろう、デートDV!」

恋人同士の間で起こる暴力、“デートDV”。
知り、気付くことから始めませんか。
デートDVの防止について、一緒に考えてみましょう。

- 講師 **重永 侑紀**さん
(NPO法人にじいろCAP 代表理事)
- 日時 11月26日(火)
午前10時30分～正午
- 会場 人権教育啓発センター1階 大集会室
- 参加費 無料(申込不要です)
- 手話通訳 あり
- 託児申込・問合せ先 企画課男女共同参画推進係
☎72-2111内線222 ファクス73-4466
Eメールdanjokyodo@city.ogori.lg.jp



託児を受け付けます

- 対象 生後6か月から就学前までの乳幼児、先着5人
- 申込方法 電話、ファクス、Eメールのいずれかで①お子さんの氏名(ふりがな)②お子さんの年齢③住所④電話番号を明記のうえ、申込み
- 申込締切 11月19日(火)／午後5時